

中小企業経営改善事業緊急支援補助金 公募要領

宇治市と宇治商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業経営改善事業緊急支援補助金」を実施しております。経営支援員が、本事業趣旨に沿ってみなさんが実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、支援します。

【申請受付期間】

令和2年5月7日（木）から令和2年6月30日（火）まで

【申請書の提出先】

宇治商工会議所

【申請要件】

以下の①～③を全て満たす中小企業等

- ①宇治市内に主たる事業所等を有していること
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること
- ③宇治商工会議所の経営支援員のコンサルティングを受けていること

【問合せ先・申請書提出先】

宇治商工会議所

- 住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶 45-13
- T E L：0774-23-3101 ■ F A X：0774-24-6930
- e-mail：hojo2@ujicci.or.jp
- 受付時間：土・日・祝日を除く、平日 9 時～17 時 30 分

【補助対象者】

①宇治市内に主たる事業所（団体）等を有する中小企業等。

※一部対象とならない業種もありますので、お問合せください。

(1)中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるもの又は、これらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの

〔中小企業基本法に定める中小企業の範囲〕

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※個人事業主も含まれます。

〔中小企業を構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの〕

（例）事業協同組合、企業組合、協業組合 など

(2)小規模企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める「小規模企業者」

〔小規模企業の範囲〕

業種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

(3)商店街団体

〔商店街団体の範囲〕

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体が中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

※詳細はお問い合わせください。

②新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること

「①最近1箇月の売上高」と「②前月又は前年同月における1箇月の売上高」を比較します。ただし、「①最近1箇月の売上高」については、次の2つの場合により基準月が変わります。

(1) 申請時点で既に事業着手している場合

①＝事業着手した日の属する月の前月における売上高

（例：申請日：R2.4.10／事業着手：R2.3.10 ⇒ 令和2年2月の売上高）

(2) 申請日以降に事業着手する場合

①＝申請日の属する月の前月における売上高

（例：申請日：R2.4.10／事業着手(予定)：R2.5.10 ⇒ 令和2年3月の売上高）

【補助対象取組（事業）】

中小企業等及び商店街団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する取組や、売上向上に向けた取組をはじめ、事業継続・売上回復に繋がる取組（事業）。

【補助内容】

対 象	補 助 率	補助上限
中小企業（小規模企業除く。）	2分の1	300,000円
中小企業を構成員とする団体等	3分の2	200,000円
小規模企業		
商店街団体		

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

【事業実施期間等】

項 目	開 始	終 了
受 付 期 間	令和 2年 5月 7日	令和 2年 6月30日
事 業 実 施 期 間	令和 2年 2月25日	令和 3年 2月26日
実績報告書提出期間	事業完了日（交付決定時に既に事業が完了している場合は、 交付決定日）から14日以内	

【対象外】 ○令和2年2月25日以前に着手した取組

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、令和2年2月25日以降に事業開始（契約・発注）した申請取組（事業）に必要な経費（消費税抜き）で、令和2年2月25日から令和3年2月26日までに請求・支払い行為が完了するものです。

[補助対象経費の具体例]

- ◆ 新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を防ぐための取組に係る経費
 - ・ テレワークの実施に係るソフトウェア等の導入経費
- ◆ 売上向上や販路開拓に向けた取組に係る経費
 - ・ インターネット販売の強化に要する経費
 - ・ ケータリングやテイクアウト事業の開始に伴い、保冷車や容器、食器等の購入経費
 - ・ のぼり旗等の作成経費
 - ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆ 固定経費削減につながる取組に係る経費
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新
- ◆ 固定客を生み出すようなイベント実施に係る経費
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費
- ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、宇治商工会議所経営支援員が必要と判断したもの

【注意事項】

- 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- 申請内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。

【補助対象外経費】

人件費・家賃等の固定経費、損失補填、借入に伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

【申請手続】

交付申請書等の提出書類は、令和2年6月30日までに、宇治商工会議所へ持参してください。

- (1) 書類は、以下の原本（押印したもの）1部を提出してください。
 - ①交付申請書
 - ②その他添付書類
（※宇治商工会議所からの要請に従って経費明細書や発注書等を提出してください。）
 - ③定款又は規約（商店街団体のみ）
- (2) 交付申請書等は、宇治商工会議所にお申し出ください。

【選考（評価）基準】

取組（事業）については、以下の事項を評価の基準とします。

- (1) 事業継続・売上回復に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に向けた取組として適当と認められること

【選考結果の通知】

補助金の交付又は不交付の決定は、選考を行い、文書により各申請者に通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、原則、取組（事業）終了後の精算払とします。ただし、概算払を希望される場合には、概算払希望申請書を宇治商工会議所に提出してください。内容を審査し補助事業の遂行上、特に必要と認められる場合には、交付決定額の全部又は一部について、概算払を行います。

【実績報告書の提出】

- (1) 補助事業完了日（交付決定時に既に事業が完了している場合は、交付決定日）から14日以内（土日祝含む）に実績報告書を宇治商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む。）の添付が必要です。その際、取組（事業）実績について確認させていただきます。
- (2) 宇治商工会議所において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

【その他留意事項】

- (1) 同一内容の事業について、京都府、宇治市が助成（左記以外の機関が、京都府・宇治市から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費）と重複する場合は、対象となりません。

※本補助金では、同一の補助事業（取組）について、重複して京都府・宇治市の他の補助金を受け取ることはできません。他の補助金を受給しているか受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず宇治商工会議所に、予めご確認ください。

- (2) 国や府の補助金と重複して本補助金を申請される場合には、補助金の受取額の合計が事業費総額を上回ることはないよう、ご注意ください。